○海外旅費規程

（昭和56年4月1日）

改正　昭和57年4月1日　　平成21年4月1日

2020(令和2)年4月1日　2025(令和7)年4月1日

（目的）

第1条　この規程は、当法人の役員、評議員及び教職員が外国に出張する場合に必要な出張旅費に関する事項を定めるものとする。

（適用）

第2条　この規程の適用は、海外出張の期間とし、出発の日より帰国の日までとする。

（出張決裁）

第3条　海外出張は、すべて理事長の決裁によるものとする。

（旅費の仮払い）

第4条　海外出張を命ぜられた者は次条以下に定める旅費相当額の仮払いを受けることができる。

（旅費の種類）

第5条　旅費は交通費、支度料、宿泊料、日当、渡航手続費、空港使用料及び雑費とする。

（交通費）

第6条　交通費は、予め提出された予定表等に基づいて、当法人が直接旅行代理店などに振込みをする往復航空機、船舶、鉄道などの運賃とする。

(1)　現地におけるその他の交通費は日当をもつて仮払いし、帰国後に精算する。

(2)　国内における出発までの交通費及び帰国後に必要な旅費、その他の費用は国内に関する規程を適用する。

（等級）

第7条　航空機、船舶、鉄道の等級は、原則として次のとおりとする。

航空機、船舶、鉄道の等級.xlsx

[別紙参照]

（支度料）

第8条　支度料は、次の定める金額を支給する。

学長・役員・評議員　80,000円

教職員　60,000円

ただし、帰国後 1 ヶ年以内に再び海外出張を命ぜられた場合は支度料を支給しない。

（日当及び宿泊料）

第9条　海外出張の日当及び宿泊料は、次の額を支給する。

海外出張の日当及び宿泊料.xlsx

[別紙参照]

2　海外視察団の一員として旅行する場合で、宿泊料、食費等の費用が含まれている場合の日当は、規定額の50%を支給する。

3　学長・役員・評議員が補佐人等を同伴する場合、その同伴者の宿泊料は学長・役員・評議員の宿泊料と同額とすることができる。

(雑費)

第10条　海外出張中における公用の通信費、交通費、接待費(許可を得たもの)等は支出した実費を支給する。ただし、支給額については、領収書及び説明書を添付しなければならない。

(報告)

第11条　海外出張者は、帰国後1ヵ月以内に、出張報告書を理事長に提出しなければならない。

(規定外の取扱い)

第12条　この規程に定めない事項及び疑義を生じた事項に関しては、その都度理事長の決裁を得るものとする。

(公表)

第13条　この規程は、役員等報酬等の支給の基準として、公表する。

(規程の改定)

第14条　役員等に関する事項を改定する場合は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附　則(昭和57年4月1日)

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附　則(平成21年4月1日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(2020(令和2)年4月1日)

この規程は、2020（令和2）年4月1日から施行する。

附　則(2025(令和7)年4月1日)

この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

航空機、船舶、鉄道の等級

区　　分	航　空　機	船　舶	鉄　道
学長・役員・評議員	ビジネスクラス	1　等	1　等
教授・ 課長等管理職	エコノミークラス	1　等	1　等
その他の教職員	エコノミークラス	1　等	2　等

海外出張の日当及び宿泊料

区　　分	日　　当	宿泊料	合　　計
学長・学園長 副学園長・役員 評議員	8,000円	17,000円	25,000円
教授・課長等管理職	6,000円	15,000円	21,000円
その他の教職員	6,000円	13,000円	19,000円